

高庵寺永代供養規定

(目的)

第1条

本規定は宗教法人曹洞宗高庵寺（以下高庵寺という）が高庵寺墓地管理規則及び同細則及び高庵寺合祀墓地管理規則並びに関連法規に基づき、祭祀承継者のない檀信徒及びその他の事情にて縁故者による祭祀承継を望まない檀信徒のため、埋骨及び供養と管理に関する必要事項を定め、適切に運営されることを目的とする。

(所有権)

第2条

第5条にて指定された永代供養墓の「墳墓」の所有者は宗教法人「高庵寺」とする。
使用者は遺骨を含め、「墳墓」の所有権を「高庵寺」に譲渡する。

(管理者)

第3条

墓地の管理者及び使用許可権限者は高庵寺代表役員(住職)とする。

(管理者の権限)

第4条

管理者は本規定の定めるところにより墓地を管理し、使用許可他一切の権限を有する。

(墓所)

第5条

高庵寺合祀墓地及び普通墓地を以て永代供養墓とする。

(永代供養の内容)

第6条

永代供養の内容については、別に定める。

(契約手続き)

第7条

永代供養を希望する者は、所定の永代供養願い（別記様式2）に必要事項を記入のうえ、所定の費用（別表2）を添えて願い出なければならない。

2 管理者は所定の手続きを完了した者に対し、速やかに契約書を作成し、両者の署名捺印を得るものとする。なお、契約書は2通作成し、両者各1通ずつ保持するものとする。

3 契約には事情により、両者合意のうえ、規定にない特記事項を付帯することがある。

(永代供養契約者の義務)

第8条

契約書に記載された永代供養開始日迄は、高庵寺檀徒または信徒としての責務を負う。

2 契約締結後は一切の費用の返還は行わない。

3 高庵寺合祀墓地に合葬以降は改葬できない。それ以前については、管理者の許可を得て改葬することができる。ただし、そのための費用については、改葬を希望するものが一切を負担する。

(免責事項)

第9条

天災、戦争等の不可抗力により、上記契約を履行することが不可能になった場合は、高庵寺は免責とする。

ただし、上記以外の要因により同様の状況になったときは、法人と当事者間の協議により善後策を実施する。

(規定や契約にない事項)

第10条

本規定や、他の高庵寺に関する規則、関連法規にない事項については、そのつど管理者が決定する。

附則

1 本規定の改定は当寺責任役員会の議決により行う。

2 本規定は平成15年4月1日より施行する。

3 本規定は平成22年8月29日全面改訂し、即日施行する。

4 本規定は平成23年7月17日高庵寺個人向け永代供養墓「自在林」運用開始に伴い、第4条における普通墓地における永代供養を当分の間停止する。

5 本規定は平成27年8月20日に「所有権」の条項を追加し第2条とし、以下条を繰り下げる。